

1 議 事 日 程 (5日目)

[平成26年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成26年9月26日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第36号 市道路線の廃止について(建設経済常任委員会)
- 日程第2 議案第37号 市道路線の認定について(建設経済常任委員会)
- 日程第3 議案第38号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第4 議案第39号 太宰府市国際交流振興基金条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第5 議案第40号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第6 議案第41号 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について(環境厚生常任委員会)
- 日程第7 議案第42号 太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について(環境厚生常任委員会)
- 日程第8 議案第43号 太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について(環境厚生常任委員会)
- 日程第9 議案第44号 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について(環境厚生常任委員会)
- 日程第10 議案第45号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について(分割付託)
- 日程第11 議案第46号 平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第12 認定第1号 平成25年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第13 認定第2号 平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第14 認定第3号 平成25年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第15 認定第4号 平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第16 認定第5号 平成25年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第17 認定第6号 平成25年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

(決算特別委員会)

日程第18 認定第7号 平成25年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

(決算特別委員会)

日程第19 議案第47号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について

日程第20 請願第1号 体育複合施設建設予算の執行保留・延期を求める請願書(環境厚生常任委員会)

日程第21 請願第2号 総合体育館建設の市民への説明会開催に関する請願(環境厚生常任委員会)

日程第22 請願第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書(環境厚生常任委員会)

日程第23 意見書第2号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書(総務文教常任委員会)

日程第24 意見書第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

日程第25 議員の派遣について

日程第26 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	陶山良尚	議員	2番	神武綾	議員
3番	上疆	議員	4番	芦刈茂	議員
5番	小嶋真由美	議員	6番	長谷川公成	議員
7番	藤井雅之	議員	8番	原田久美子	議員
9番	後藤邦晴	議員	10番	不老光幸	議員
11番	渡邊美穂	議員	12番	門田直樹	議員
13番	小柳道枝	議員	14番	大田勝義	議員
15番	佐伯修	議員	16番	村山弘行	議員
17番	福廣和美	議員	18番	橋本健	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(18名)

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	木村甚治	総務部長	濱本泰裕
市民福祉部長	中島俊二	建設経済部長	辻友治
上下水道部長	松本芳生	教育部長	堀田徹
会計管理者	今泉憲治	総務課長	友田浩
経営企画課長	山浦剛志	地域づくり課長	藤田彰
市民課長	田村幸光	都市計画課長	今村巧児

建設課長 眞子 浩 幸
上下水道課長 石 田 宏 二

社会教育課長 井 上 均
監査委員事務局長 渡 辺 美知子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 篠 原 司
書 記 松 尾 克 己

議事課長 櫻 井 三 郎
書 記 山 浦 百合子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1と日程第2を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第1、議案第36号「市道路線の廃止について」及び日程第2、議案第37号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） おはようございます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第36号「市道路線の廃止について」及び議案第37号「市道路線の認定について」、審査内容と結果を一括して報告いたします。

今回廃止する路線は、池田・浦山線、延長174.1mです。

この路線は、宅地開発により帰属を受け、道路延長が増加し、終点が変更になるため廃止するものです。

また、路線の再認定ということで、議案第37号として池田・浦山線総延長320.7mの路線認定を行うものです。

担当課長から議案の説明を受けた後、現地調査を行い、審査いたしました。

委員からは、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第36号及び議案第37号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で議案第36号及び議案第37号の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第36号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第37号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第36号「市道路線の廃止について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第36号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時03分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第37号「市道路線の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第37号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第37号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3から日程第5まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第3、議案第38号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第5、議案第40号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第38号、議案第39号及び議案第40号について、その審査の内容と結果を報告いたします。

まず、議案第38号の「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、この改正はいじめ防止対策推進法の公布に基づき、市長部局に太宰府市いじめ問題再調査委員会を、教育委員会には太宰府市いじめ問題等対策委員会を廃止し、太宰府市いじめ問題等対策連絡協議会を設置するため、条例の一部改正を行うものです。

改正の主な内容は、いじめ防止対策推進法の公布に基づき、いじめ問題再調査委員会を第三者であります市長部局に設置し、また教育委員会には太宰府市いじめ問題等対策連絡協議会を設置し、太宰府市立小・中学校におけるいじめ及び暴力等の問題行動の対策を行うとの説明を受けました。

委員からは、再調査とは報告を受けて、より深く調査をすることか、委員会は定期的な開催か、問題が起きたときの開催かとの質疑があり、執行部からは、重大事態の対処等に関して問題を解決していく、教育委員会から報告を受け、再調査の必要があるときに委員会を開催するとの回答がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第38号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第39号「太宰府市国際交流振興基金条例の一部を改正する条例について」、これは基金の運用から生じる預金利息等の収益の処理を変更するために条例の一部改正を行うものです。

改正の主な内容は、収益は国際交流振興活動の増進を図るための費用に充てるものとするとの説明を受けました。

討論はなく、採決の結果、議案第39号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第40号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」、これは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律が平成26年10月1日に施行されることに伴い、条例の一部改正を行う必要が生じたものとの説明を受けました。

委員から、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第40号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第38号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第39号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第40号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第38号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時08分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第39号「太宰府市国際交流振興基金条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時09分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第40号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時09分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6から日程第9まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第6、議案第41号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第9、議案第44号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

[13番 小柳道枝議員 登壇]

○13番(小柳道枝議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第41号から議案第44号までについて、その審査の内容と結果を一括してご報告申し上げます。

まず、議案第41号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第42号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は、関連があるため、一括議題とし、審議を行いました。

本議案は、母子及び寡婦福祉法を母子及び父子並びに寡婦福祉法に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律を中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改められたことに伴い、同法を引用する条例の一部を改正する必要が生じたため、今回の改正を行うものとの説明を受けました。

委員から、父子家庭について母子家庭と同じ条件なのかなどの質疑がなされ、執行部からは、今回の改正は引用の改正であり、対象の世帯の条件等を改正するものではないため、従来どおり母子も父子も同じように制度の対象となるものであるとの回答がなされました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第41号及び議案第42号は委員全員一致で原案の

とおりに可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」及び議案第44号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」も関連があるため、一括議題とし、審議を行いました。

本議案は、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まり、それに伴い、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、新たに条例を定める必要が生じたため、今回の条例の制定を行うものであります。その条例で定める基準につきましては、国が厚生労働省令で定める基準のとおり条例を定めたとの説明を受けました。

委員からは、家庭的保育事業の職員の資格である家庭的保育者に保育士の資格が必要なのかななどの質疑がなされ、執行部からは、保育士または一定の研修を受けた保育士と同等の方、さらに市長が認めた者となっているとの回答がなされました。

そのほかにも事業に関して執行部に質疑を行い、説明を求め、確認をいたしました。

関連質疑を終え、議案第43号について1名の賛成討論がなされ、採決の結果、議案第43号及び議案第44号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第41号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第42号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第43号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第44号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第41号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時16分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第42号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時17分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第43号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時18分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第44号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時18分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第45号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第10、議案第45号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[12番 門田直樹議員 登壇]

○12番(門田直樹議員) 各常任委員会に分割付託された議案第45号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、2款1項9目基金積立金の25節積立金6億8,630万円の増額補正、これは平成25年度決算により確定した実質収支約8億63万1,000円の中から、財政調整資金積立金、減債基金へ積み立てを行うものであります。

また、関連する歳入の補正として、19款1項1目前年度繰越金6億円の増額補正が計上されております。

次に、3款2項4目学童保育所費、13節委託料2,170万円の増額補正、これは4月及び夏休みの学童保育所入所児童が予想を上回ったため、臨時的に増設を行い、そのための指定管理料が不足したため、増額補正を行うものであります。その補正財源として、歳入に、15款放課後児童対策事業費補助金1,446万6,000円が増額補正されております。

次に、10款1項2目学校教育運営費293万6,000円の増額補正、これはふくおか学力向上推進事業等補助金を使い、土曜日の教育活動推進事業を行い、小・中学校における土曜日の教育活動を行うための講師謝礼、需用費を計上したものであります。また、その補正財源として、歳入に、15款ふくおか学力向上推進事業等補助金200万円が増額補正されております。

続いて、歳入の主なものとしましては、10款1項1目地方交付税、普通交付税の2,080万5,000円の増額補正、これは本年度の普通交付税の交付額が31億4,080万5,000円と決定したため、当初予算計上との差額分を増額するものであります。

次に、21款1項6目臨時財政対策債7,418万1,000円の増額補正、これは本年度の臨時財政対

策債発行可能額が11億4,718万1,000円と決定され、当初予算計上との差額分を増額するものです。

あわせて、第3表地方債補正、臨時財政対策債に限度額を11億4,718万1,000円に引き上げる補正が計上されております。

続いて、第2表債務負担行為補正としましては、学童保育所指定管理料、一部事務組合筑紫野太宰府消防組合消防施設整備事業債3件などが計上されております。

その他審査では、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑、確認を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第45号の総務文教常任委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） 続きまして、議案第45号の建設経済常任委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

なお、当委員会所管分は、歳入、歳出、その他補正がともに関連しているものがあるため、同時に説明を受けながら審査を行っております。これに伴いまして、報告につきましても、歳入、歳出、その他補正をあわせて報告させていただきます。

当委員会所管分の主なものとしましては、6款1項1目農業委員会費の農業委員会関係費で、4節共済費、7節賃金、13節委託料として305万6,000円が増額補正されております。これは農地法の一部改正が行われ、農地台帳を電子データで農業委員会に備えつけることが法定化されたことによるもので、これに伴い増額補正分に対する補助率10分の10の補助金として、歳入に15款2項5目1節農業費補助金に同額の305万6,000円を増額計上しているとの補足説明がありました。

次に、8款2項2目道路橋梁新設改良費の生活道路改良費では、13節の委託料、工事設計監理等委託料、15節の工事請負費、道路改良工事として4,100万円が増額補正されております。これは県道筑紫野・古賀線から銚ノ浦交差点までの泉水1号線と月見山4号線の歩道設置を含む道路改良の測量設計業務委託費と、水城ヶ丘や水城台、三条台地区などの道路舗装のやりか

えの工事請負費を補正するもので、財源としてがんばる地域交付金を充当するとの補足説明がありました。

次に、11款3項2目河川災害復旧費の災害復旧関係費（河川）では、15節の工事請負費、災害復旧工事として480万円が増額補正されております。これは、今年8月3日から4日の集中豪雨により被災した高雄五丁目の高尾川の災害復旧工事費で、関連した歳入として補助率3分の2に相当する14款1項3目1節公共土木施設災害復旧費負担金、河川施設災害復旧費負担金320万円と、残り3分の1に相当する21款1項9目1節現年発生補助災害復旧事業債、河川施設災害復旧事業債160万円を補正するものとの補足説明がありました。

また、これに関連して第3表地方債補正として、現年発生補助災害復旧事業債160万円が増額補正されております。

執行部から補足説明を受け、委員からは、農地台帳とはどのようなものなのかなどについて質疑があり、執行部からは、現在農家台帳と言っており、農家の構成員、農地の面積、農地転用などの情報を記入しているなどの回答がありました。

このほか、全般にわたって執行部から詳細に説明を受け、審査いたしました。

討論はなく、採決の結果、議案第45号の当委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） 次に、議案第45号の環境厚生常任委員会所管分についてご報告申し上げます。

当委員会所管分の主なものといたしましては、3款2項1目児童福祉総務費の総合子育て支援施設整備費3,741万6,000円を増額補正、現在建設中の五条保育所、子育て支援センターを運営するために必要なテーブル、ホワイトボード、遊具、組み立て式プール、厨房機器などの消耗品及び備品等や水道加入負担金について費用を計上するものであります。

財源につきましては、五条保育所の厨房機器500万円のうちの9割に相当する450万円が総合子育て支援施設整備事業として計上されているとの説明を受けました。

委員のほうから、組み立て式プールの詳細について質疑がなされ、執行部より、FRP製の

分割可能なプールで、大きさについては予算の中で決めていくことになるが、通常20人ぐらい入れればいっぱいになるのではないかと考えているとの回答がなされました。

次に、4款1項2目保健予防費の予防接種関係費2,639万1,000円の増額補正、これは本年10月から水ぼうそうの予防接種が定期予防接種になり、1歳、2歳児の1回の予防接種費用を、また今年度に限り3歳、4歳児にも経過措置として接種者数を合わせて2,341万1,000円を計上。

また、太宰府市では70歳以上の高齢者に5,000円の助成を行っておりました成人用肺炎球菌ワクチン予防接種が10月から国の定期予防接種となり、対象年齢が65歳からの5歳刻みの年齢であるため、昨年度の接種者との公平性や高齢者の肺炎による重篤化の防止という目的から、接種年齢を65歳に引き下げて、この事業を継続し、65歳から69歳までの該当者数に接種率10%を乗じた530人分の接種費用265万円を計上しているとの説明を受けました。

次に、4款2項2目塵芥処理費のごみ処理費1億2,098万3,000円の減額補正、福岡都市圏南部環境事業組合において中間処理施設と最終処分場の建設にかかわる組合予算において、平成25年度末に国のいわゆる前倒し予算により循環型社会形成推進交付金の追加内示を受けることができました。これに伴いまして平成26年度に計上予定であった工事請負費と、その歳入財源が平成25年度の補正予算として計上されることから、平成26年度の組合予算が減額されることに伴い、各構成市町の負担金が減額されるものとの説明を受けました。

次に、第2表債務負担行為補正福岡都市圏南部環境事業組合一般廃棄物処理事業債（平成25年度繰越明許費、用地費等）572万9,000円、これは本年4月に組合が借入れを行いました最終処分場の用地取得費と補償費にかかわる3,620万円のうち、太宰府市負担分の572万9,000円を追加で計上するものとの説明を受けました。

その他審査につきましても、款項目ごとに執行部に対し説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第45号の環境厚生常任委員会所管分は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第45号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時35分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第46号 平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（橋本 健議員） 日程第11、議案第46号「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第46号「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、その審査の内容と結果をご報告いたします。

今回の補正は、国県支払基金の精算に関するもので、精算返還金を財源として前年度繰越金を充てまして、残りの分を基金に積み立てるというもので、歳入歳出それぞれに3,686万7,000円を計上するものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第46号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第46号の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第46号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時37分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12から日程第18まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第12、認定第1号「平成25年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第18、認定第7号「平成25年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員長 門田直樹議員。

[12番 門田直樹議員 登壇]

○12番(門田直樹議員) 決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果について、一括してご報告いたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「平成25年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第2号から認定第7号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、9月2日の本会議初日に市長の提案理由説明、及び本会議散会後の特別委員会初日に各担当部長の概要説明を受けた後、9月19日及び22日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部長、課長出席のもとに審査いたしました。

審査に当たりましては、決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに各委員から資料要求がありました審査資料もあわせ、各委員からの質問と、それに対する所管部課長の説明をもとに慎重に審議いたしました。この決算審査に当たりましてご協力いただきました各委員及び執行部の皆様に対しまして改めてお礼申し上げます。

市長の提案理由説明では、平成25年度は前年度より市税等の一般財源収入が増加しましたが、国、県の補助金を初め、あらゆる財源の確保に努めるとともに、経費の節減や事業の見直しなどを積極的に行い、総合計画に掲げる各種施策や事業の計画的推進に努めたという報告がありました。なお、各会計ともに、審査の詳細な内容につきましては、全議員構成での審査であったこと、また後日決算特別委員会会議録が配付され、またその他の関係資料としての事務



報告書並びに各委員から要求された審査資料等も配付されておりますので、ここで逐一報告することは省略いたします。

執行部におかれましては、委員会審査の中で出された問題点、指摘事項、意見、要望等について、十分に整理、検討され、新年度予算の編成に反映させるとともに、今後の事業執行にも積極的に対応されることを強くお願いしておきます。また、各会計においてもまだまだ厳しい財政状況が続いており、今後とも行政の効率化、財政の健全化をより一層進め、行政サービスの低下を招くことがないように、職員が一丸となって行政運営に取り組まれますよう要望いたします。

それでは、各会計の実質収支の状況を主に報告いたします。なお、各会計とも金額につきましては、千円単位にて報告いたします。

まず、認定第1号「平成25年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成25年度の一般会計決算額は、歳入総額234億1,363万6,000円、歳出総額223億1,470万1,000円で、歳入歳出の形式収支額は10億9,893万5,000円の黒字であり、翌年度へ繰り越すべき財源2億9,830万4,000円を差し引いた実質収支額についても8億63万1,000円の黒字決算となっています。

なお、平成25年度の実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額においては、1億9,225万6,000円の赤字決算となっておりますが、財政調整資金積立金と繰上償還金を加えた実質単年度収支は4億4,589万1,000円の黒字となっております。

普通会計における市債残高は、平成25年度末では203億3,738万5,000円であり、前年度より4億1,380万円増加しています。

また、経常収支比率は89.8%で、公債費の大幅な減少などにより、前年度に比較して0.8ポイント減少しており、7年連続で改善が見られます。

執行部にあつては、今後とも行政の効率化、財政の健全化に向けて、より一層の努力をなされるよう要望しておきます。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は多数をもって認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成25年度の決算額は、歳入総額72億2,034万円、歳出総額81億332万円で、歳入歳出差し引き8億8,298万円の赤字決算となっております。このため、この歳入不足は平成26年度繰上充用金で全額補填されています。また、単年度収支額も2億1,885万7,000円の赤字となっております。歳入の基礎となります国民健康保険税を見ますと、現年課税分の収入率は94.56%で、前年度に比較しますと0.51ポイント上昇しているものの、保険税収入総額は15億6,084万4,000円で、前年度に比べ0.3%、472万5,000円の減となっております。

また、収入未済額は、現年分、滞納繰越分合わせて4億5,966万4,000円となっており、前年度に比べ3.6%の減となっています。

歳入において、前期高齢者交付金が前年度に比べ9.0%、1億7,126万8,000円の増となっているものの、歳出において歳出総額の61.6%を占める保険給付費や後期高齢者支援金、介護納付金が増加しています。

平成25年度も国保会計は歳出の増加に歳入額が及ばず、8年連続の赤字決算となっており、国民健康保険事業は今後も厳しい財政運営が続くものと思われます。医療費節減に効果のあるジェネリック医薬品の使用促進や生活習慣病の予防など、医療費の適正化に向けた取り組みに、より一層の努力をお願いしておきます。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第2号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号「平成25年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成25年度の決算額は、歳入総額10億3,167万6,000円、歳出総額9億8,144万円で、歳入歳出の形式収支額は5,023万6,000円の黒字であり、実質収支額についても同額の黒字決算となっています。なお、単年度収支額は44万円の赤字となっています。執行部におかれましては、今後とも健全運営に努力されますようお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第3号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成25年度の決算額は、保険事業勘定においては歳入総額42億6,694万8,000円、歳出総額42億3,008万1,000円で、実質収支額は3,686万7,000円の黒字決算となっています。

また、単年度収支額も3,410万9,000円の黒字となっています。

介護サービス事業勘定においては、歳入総額3,248万3,000円、歳出総額2,034万2,000円で、実質収支額は1,214万1,000円の黒字決算となっています。

また、単年度収支額も508万8,000円の黒字となっています。

保険事業の歳出総額の95.1%を占める保険給付費については、高齢化の進展に伴い、今後も増加するものと考えられます。執行部におかれましては、今後とも介護予防対策などに努力されますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第4号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号「平成25年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成25年度の決算額は、歳入総額230万5,000円、歳出総額158万6,000円で、実質収支額は

71万9,000円の黒字決算となっています。

償還金については、平成25年度末で滞納件数22件、収入未済額は9,354万1,000円となっており、その回収率は1.8%となっています。

執行部からは、この滞納解消に向けて、今後住宅新築資金等貸付金審議会を開催し、意見を聞きながら法的な措置なども検討しながら進めていきたいとのことでした。さらなる努力をお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第5号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号「平成25年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

平成25年度の年間総給水量は530万3,428<sup>m</sup>で、前年度に比べ0.8%の増となっており、有収率については94.1%となっています。行政区域内人口に対する給水人口普及率は前年度に比べ0.5ポイント増の81.7%となっています。

経理面では、収益的収入及び支出において、収入総額は給水人口の伸びによる給水収益や加入負担金の増加などにより、前年度に比べ0.6%増の11億8,313万1,000円となっています。

支出総額については、受水の増量に伴い、原水及び浄水費が大幅に増加しましたが、資産減耗費の減少が大きかったことにより、前年度に比べ4.9%減の11億4,548万6,000円となっています。この結果、平成25年度は3,764万5,000円の純利益が生じています。

次に、資本的収入及び支出において、収入総額は第6次拡張事業が前年度に完了となったため、企業債と工事負担金が大幅に減少したことにより、前年度に比べ94.2%減の1,494万5,000円となっています。

支出総額は、主に建設改良費の減により、前年度に比べ63.5%減の3億8,602万9,000円となっています。この資本的収支での不足額3億7,108万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填されています。

水道事業経営においては、今後とも水道の普及率向上、また営業収益の根幹である水道使用料の収納率向上に努められまして経営の効率化と安全で良質な水の安定供給をお願いするものであります。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第6号は全員一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号「平成25年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

平成25年度の有収水量は、水洗化人口の増加により前年度に比べ0.5%増の619万9,076<sup>m</sup>となっています。

また、行政区域内人口に対する水洗化人口普及率は、前年度に比べ0.1ポイント増の96.4%となっています。

経理面では、収益的収入及び支出において、収入総額は主に流域下水道維持管理負担金精算金と下水道使用料が増加したことにより、前年度に比べ1.1%増の15億8,942万1,000円となっています。

支出総額は、支払い利息の減少などにより前年度に比べ1.6%減の12億6,984万8,000円となっています。この結果、平成25年度の純利益は前年度に比べ13.5%増の3億1,957万3,000円となっており、黒字決算を維持しています。

資本的収入及び支出において、収入総額は主に建設改良のための企業債の増加により、前年度に比べ48.7%増の10億829万6,000円となっています。支出総額は、繰越事業である奥園雨水管渠築造工事の建設改良費の増加などにより、前年度に比べ15.6%増の16億7,920万円となっています。この資本的収支において、前年度未払金充当額、翌年度繰越充当額合計1億4,000円を除き生じた不足額7億7,090万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金で補填されています。

下水道事業は、健康で快適な生活環境の実現に不可欠な都市基盤整備事業であります。災害に強いまちづくりのために、今後とも雨水管渠整備事業など計画的な事業推進とともに水洗化促進により営業収益の根幹であります下水道使用料の収入確保と経費節減を図りながら、健全経営に努力していただきますようお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第7号は全員一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算特別委員会に審査付託されました認定第1号から認定第7号までの平成25年度各会計の決算認定案件についての委員会審査報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

質疑は全議員で構成された特別委員会で審査されておりますので、省略いたします。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

認定第1号「平成25年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 「平成25年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」反対の立場で討論いたします。

平成25年度の行政は、長年の子育て世代の要求であった待機児解消につながる定員増を含めた五条保育所の建てかえにあわせ、総合子育て支援施設の建設に踏み切ることにより、保育環境は大きく前進するものと思われまます。また、松川公共施設の整備事業や体育複合施設の土地購入など、ハード面の補強も行いながら、実質収支は8億63万1,000円の黒字決算となりました。中身を見ますと、人権政策関連について地区を限定した扶助費の支出として介護サービス費はゼロ件となりましたが、老人医療費と運動団体に対してはここ3年間同額の679万2,000円

の支出が続いています。引き続き、早急な廃止につながる対応を求めます。

平成25年度も財政調整基金等に5億3,592万3,000円の積み立てを行い、基金総額が27億1,767万9,000円となりました。子どもたちの健やかな成長の保障と学習環境の改善や、市民の暮らし、福祉を充実させる小さな事業の充実についても精査し、実行していくことが求められていることから、平成25年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について、同会派の藤井雅之議員とともに反対を表明いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。  
よって、認定第1号は認定されました。

〈認定 賛成15名、反対2名 午前10時57分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第2号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。  
よって、認定第2号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前10時57分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第3号「平成25年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

認定第3号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛

成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第3号は認定されました。

(認定 賛成17名、反対0名 午前10時58分)

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第4号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第4号は認定されました。

(認定 賛成17名、反対0名 午前10時59分)

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第5号「平成25年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第5号は認定されました。

(認定 賛成17名、反対0名 午前10時59分)

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第6号「平成25年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第6号は原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定 賛成17名、反対0名 午前11時00分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第7号「平成25年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第7号は原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定 賛成17名、反対0名 午前11時00分〉

○議長(橋本 健議員) ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第47号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第19、議案第47号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 井上保廣 登壇]

○市長(井上保廣) 皆様、おはようございます。

まず、第9回太宰府古都の光を21日、あるいは25日に開催をいたしました。実に多くの皆様方がご来場をいただき、太宰府の魅力を発揮できたのではないかなというふうに思っている次第でございます。21日には、水城跡、東門、西門、あるいは衣掛天神、姿見井戸、国分寺、ふれあい館、そして坂本八幡宮、あるいは大宰府政庁、戒壇院、観世音寺、日吉神社が一連と光

のイベントで連綿とした太宰府がこのことによって光になぞらえてイベントを打ったわけですが、本当に九州国立博物館開館記念事業として初めて起こして以来、門前町周辺でございましたけれども、今は9回目を数えまして、現在では先ほど申し上げましたように観世音寺、あるいは大宰府政庁跡周辺、あるいは水城跡までエリアが広がったというふうなことで、本当にこれまで皆様方、各自治会の皆様方、あるいは多くのボランティアの皆様方によってこのイベントが9回まで続いておるといふこと、本当に心から皆様方に御礼を申し上げておきたいというふうな思っております。誠にありがとうございました。

さて、平成26年太宰府市議会第3回定例会最終日を迎えまして、本日ご提案申し上げます案件は、補正予算1件の議案の審議をお願いを申し上げるものでございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ2,430万円を追加をいたしまして、予算総額を239億1,335万7,000円をお願いをするものでございます。

内容といたしましては、8月22日未明から朝にかけて本市におきまして最大1時間降水量が98.5mmを記録するという猛烈な雨によりまして発生をいたしました災害の復旧工事費のうち、土砂撤去などの緊急対応分を除きました市内17カ所における道路、水路、河川等の本復旧に要する費用を計上をさせていただいております。

なお、財源につきましては、国庫負担金、災害復旧事業債のほか、財政調整資金を充てさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。



採決を行います。

議案第47号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 請願第1号 体育複合施設建設予算の執行保留・延期を求める請願書

○議長(橋本 健議員) 日程第20、請願第1号「体育複合施設建設予算の執行保留・延期を求める請願書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

[13番 小柳道枝議員 登壇]

○13番(小柳道枝議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第1号「体育複合施設建設予算の執行保留・延期を求める請願」について、その審査の内容と結果をご報告申し上げます。

請願に対する意見はなく、討論については、8月6日の入札で落ちなかったこともありましたが、それ以降、執行部のほうから詳細な説明もなく、時期的なことと言われないので、予算について執行保留、延期をすべきだと思うとする賛成討論、今後労働者の工賃の引き上げなど来年も行われていくので、金額的にも増額しなければならないという予測のもとに執行保留、延期をして、時間をとった上で建設に向けて再度検討すべきではないかとする賛成討論の2件の賛成討論があり、今の老朽化した施設をどうするかということ、それに付随する公会計の改正、資産の台帳整備、老朽化した施設の更新手法の長期化計画など、また再配置の受け皿として新しい施設は必要だと思います。人口減少問題などが取り沙汰されているが、他市等が減少していく中、太宰府市では微増という結果も出ており、今しっかりと子どもたちの夢、希望を持つということや、体育館建設への賛成ということもありますので、今の段階でのこの請願には賛成できかねるとの1件の反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、請願第1号は賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

9 番後藤邦晴議員。

○9 番（後藤邦晴議員） 私は「体育複合施設建設予算の執行保留・延期を求める請願」に対しまして反対の立場から討論いたします。

以前から多くの市民が熱望している、いわゆる総合体育館を早期に完成していただくようにと現在も多角的に機運が高まっているのは間違いないと思っております。既存の体育館では小規模な大会を開催するに当たっても小さな体育館であるがために、選手はもちろん保護者など応援者、大会関係者用の多人数観客席はどこもありません。おまけに選手や保護者が持参してきたものは屋外の空きスペース、ブルーシートを敷き、保管しているありさまです。食事も外です。屋内会場でありながらお天気も心配しなければなりません。そのようなことを長年我慢し続けているのが現状であることから、太宰府市体育協会を初めとする多くの団体、サークルはこの総合体育館を一日でも早く建設してほしいと願ってまいりました。

また、市内の高校、大学の体育館においては、学校側からあいているときは使用してもいいですよという温かい言葉をいただいておりますが、実際日程の調整が難しく、学校にご迷惑をおかけしていることは調整の言葉の中を感じ取れます。太宰府市が建てられる体育館はできるだけ大きなものにし、自立してほしい旨の言葉もあわせて感じ取れます。

ご存じのように市としても体育館のみならず災害時の避難場所や多くの文化イベントなども開催できる体育複合施設を打ち出しており、全ての市民が活用できるよう配慮が見られます。また、市民それぞれが利用するしないにかかわらず太宰府市には必要な施設であることは市民の相互扶助の精神にかなっています。場所的には河川の横であるため、災害上危惧されている方がおられますが、先月 8 月 22 日のゲリラ豪雨の後、夜明け前の 5 時に私は現地を見に行ってきました。既に完了している河川改修のおかげで水かさはまだまだ余裕があり、災害時には安全で安心して活用できる場所であることを確認してまいりました。このように多目的に活用できる体育複合施設を待ち望んでおられる多くの市民のために井上市長の代になり建設に踏み切ることを決断されました。大変ありがたく思います。これから子どもたちの将来のためにも、そして将来太宰府市発展のためにも、ぜひ早急に建設していただくことをお願いしまして、本請願に対する反対の討論とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 次に、4 番芦刈茂議員。

○4 番（芦刈 茂議員） この請願に賛成する立場で討論させていただきます。

この本 9 月議会での私の一般質問の中で入札中止になったことについて 9 月いっぱいを目途をつけたいという返事をいただいておりますが、何を優先的にするのかともう繰り返し言ってきておりますのでもう多くは語りませんが、何を優先的にするのかという意味で入札中止になった以上、もう一回見直したらどうかということで考えている次第でございます。先ほど洪水の

問題を出されましたし、一般質問の中で市長は67年間大丈夫だったということをおっしゃられました。このごろの集中豪雨やメガ台風というのは100年や200年、300年の単位で起こるようなことがあるわけですから、私は必ずしも67年大丈夫だったから大丈夫とは言えないんじゃないかという気持ちでおります。そういう意味で、この請願に賛成する立場で考えておりますが、ただこの出された市民の方にもお聞きしたいというか、一言つけ加えますが、なぜこのこういような請願を12月、3月議会に請願として出されなかったということをつけ加えまして賛成討論にしたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 次に、1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） 私は「体育複合施設建設予算の執行保留・延期を求める請願」に対し反対の立場から討論をさせていただきます。

体育館建設については平成11年議会において早期建設に関する請願が採択され、その後市は平成17年に看護学校跡地を購入し、それ以降体育協会を中心に署名活動等が出されるなど多くの市民の方々が体育館が必要であるということを要望されてこられました。この間、平成15年の災害により大きな財政支出が必要となり体育館建設は一時延期となりましたが、市は行財政改革や基金の積み上げ等により今日ようやく体育館が建設できるだけの財政状況に戻ったわけです。私は体育館を建設することで他の政策、例えば教育や福祉等に何ら影響が出るとは考えられないし、むしろ行政サービスの面から考えると市民に対してさまざまな利益を生み出すものと考えております。私は予算面だけ見るのではなく、体育館が将来の太宰府のまちづくりの中で大きな機能、役割を担うものであると確信をいたしておりますし、多くの団体、また住民の皆様から切実な要望が今日まで上がってきている以上、その必要性を十分考慮し、体育館建設が可能な今こそ建設をすべきであると思っております。

また、町が活性化していくためには、そこに住む市民が元気でなければなりません。まちづくりは人づくりであります。特に将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに育つためにはある程度の環境整備を行っていく必要があります。現在、多くの子どもたちがそれぞれの目標を持って各分野で頑張っております。特に放課後、また休日に活動しているクラブ活動では一生懸命子どもたちが汗を流しております。現在の体育センターや小・中学校の体育館では設備等が不十分であり、現況では本市において大きな大会等が開催しにくい状況にあります。

今後、青少年の健全育成やスポーツの振興を考えた場合、必ずスポーツ関連の拠点となる施設が必要になってまいります。2020年には東京オリンピックの開催が決定しており、本市でもオリンピックを目指して頑張っている子どもたちもたくさんいると思います。総合体育館を建設することで、この頑張っている子どもたちにとって少しでも励みになるのではないかと考えております。そして、総合体育館ができればプロスポーツの公式戦や本格的な舞台、またコンサート等も誘致も可能でございます。本物のプロのわざや歌手や役者の演技を見ることで、まさに子どもから大人まで多くの市民が身近で本物の文化、スポーツに触れ合うことで、真のスポーツ、そして文化芸術の振興にも大きな役割を果たすのではないのでしょうか。

また、このような利益事業を積極的に行い、収入面を増やしていける政策をとることで、安定した運営につながっていくのではないかと考えております。太宰府においても、既に少子・高齢化が進んでおりますが、本市の場合、ありがたいことに子どもの数を含め、人口はここ数年微増していく予定であります。そのような中、子どもから高齢者まで一緒に汗を流せる場所、そして市民の皆様が健康づくりを行える場所が今後どうしても必要となってまいります。まさに今度の体育館建設はそのような機能も十分果たしてくれるものと私自身期待をいたしております。私たちが今すべきことは何かと考えてみた場合、やはり将来を担う子どもたちのために夢と希望を持ったまちづくりを行い、太宰府に住んでよかったと誇りに思う子どもの育成を図っていくことが私は大事だと思っております。今度の体育館建設はまさに子どもたちに夢と希望を与える施設であると思っておりますし、未来に向け太宰府にとっても大きな財産となり、また多くの市民の皆様が愛される体育館となることを切に望んでおる次第でございます。

最後に、今回入札が流れましたが、私は体育館を建設する以上は予算をかけてでも立派なものをつくるべきであり、設計の見直し、変更など行う必要はないと考えております。次回入札に向け、早急に準備をしていただくことを要望する次第でございます。

以上の理由で、私はこの請願に対して反対をさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 請願に対する賛成討論はございませんか。

3 番上疆議員。

○3 番（上 疆議員） 「体育複合施設予算の執行保留・延期を求める請願」について賛成の立場で討論いたします。

先日の一般質問で芦刈議員から総合体育館の入札は不成立となっているが、今後規模を縮小するのか、または予算を増額するのかなどの質問について、執行部は設計の微調整や業者側との協議で何とかできるのではないかなどと答弁されておりますが、今回の入札は予定価格より何億円以上の差額があると聞き及んでおりますが、そのような状況の中で無理な入札は正常にできないと考えますことから、請願書のとおり執行保留、延期をされるよう賛成するものです。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに反対討論はありませんか。

17 番福廣和美議員。

○17 番（福廣和美議員） 私はこの今回の請願には反対の立場ですが、この請願を出されました提出者の皆さんのお考えやお気持ちには共通するものも多くあります。しかしながら、最終的に結論を申しますと、今回のこの理由の中に示されております今後の建設経費予算の数字及び建設業界の請負状況を見きわめた上で施設規模、建設時期などを再度ご検討いただきますようお願い申し上げますとありますが、それを今現実的に執行部はなされているというふうな理解をいたしておりますので、この請願そのものは今提出されるべきものではないと、そう思っております。総合体育館の建設には賛成でございますが、ほかの文面の中で私と違う意見もあり

ますし、それにこの皆さんのお考えに共通する部分も私は持っておりますが、今この請願は必要ないと、そのように捉えまして反対をさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） ほかに賛成討論はありませんか。

12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 済いません。私は紹介議員でありまして、今日特に討論する予定なかったのですが、何人かの議員から賛成反対それぞれの討論がございましたが、具体的には後藤議員が言われるような必要性、あるいは陶山議員が言われたような過去の経緯等々ですね。あるいは、芦刈議員が言われるのは水害云々に関しましても、これももう今までさんざん議論してきたわけですよ。もうずっと議論を繰り返してきて、そういった中で結果として予算に同意をしてきた経緯があると。この請願の趣旨というのは見ていただいたらわかりますが、文章ですから幾つか流れはありますけれども、その要旨というのは要は非常に厳しい状況の中、今これを建てなくてもいい、もう少し待ったらどうかという趣旨であるわけですよ。これが提出されたのは9月の頭ぐらいでしたか、入札が流会というか、不成立になったという、その前なんですよ。図らずもそれが現実となったと。そういった中で今日最終日でこれをどうするかということですが、その趣旨をよくわかっていただきたいと思います。もう議論は終わったと。今、つくるようになっていると。これ大分現実的な請願ではないかと私は考えております。ここで今幾つかの方法というのがあると思うし、市長も報道等に対して2つの方向というのは示されておられますけれども、いずれの方向もかなり無理があると私は考えております。ここはしばらく様子を見ていくべきではないかというふうな趣旨でありますし、ご理解をよろしく願います。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は不採択です。

よって、原案について採決をいたします。

請願第1号を採択とすることに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（橋本 健議員） 少数起立です。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成8名、反対9名 午前11時38分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 請願第2号 総合体育館建設の市民への説明会開催に関する請願

○議長（橋本 健議員） 日程第21、請願第2号「総合体育館建設の市民への説明会開催に関する請願」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

[13番 小柳道枝議員 登壇]

○13番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第2号「総合体育館建設の市民への説明会開催に関する請願」について、その審査の内容と結果をご報告申し上げます。

委員から、紹介議員に対し説明の内容、イメージをどのように考えておられるのか、請願者からのお話があったのか、また二元代表制ということで執行部側と議会側ということですが、市長に対して同じような請願、要望をされているのか、もしされていたら回答はどのようなだったのかなどの質疑があり、紹介議員より、説明会の内容について話はなかった、また執行部側には出していないだろうと思うが、二元代表制なので、執行部側にも出すべきだろうとの助言をしたが、まず議員の意見を聞きたいということを含めた上での請願であるとの回答がありました。

質疑を終え、請願に対する意見はなく、討論については、議会基本条例の第2条の4項に議会は市民に対し説明する責任を果たすとありますので、このような請願が出た場合は皆さんが賛同してくれるのが正常なやり方ではないかと思えますとする賛成討論、また趣旨がはっきりしないなど不明確な部分もあり、本会議でほかの議員からも質疑がありましたが、紹介議員から趣旨を読み取ってほしいとの説明もあり、議会基本条例が制定され、議会改革を行うという立場で今後取り組むべき課題の一つではないかということで説明会開催に賛成しますとの賛成討論の2件の賛成討論がありました。

なお、反対討論はありませんでした。

討論を終え、採決の結果、請願第2号は賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 通告しておりましたので、紹介議員の私が一番最初に発言するというのはちょっとおかしいかもしれませんが、お許しくださいます。

先ほどもありましたように議会基本条例第2条第4項に議会は市民に対する説明責任を果たすものという項目が大きな決まりとしてあるわけですし、私の提案の説明の中で文脈がおかしいとか、市長に説明責任はあるのかというような疑問は文脈に対して出されておりますが、私はこれはやっぱり議会に対する説明会要求の請願であるという、その趣旨を大きく踏まえましてぜひとも受けとめていただきたいというふうに思っておりますし、やり方は議長一任でもいいわけですから、賛成反対の議論をするということではなくて説明会要求なわけですから、私はできないことはないというふうに思いますし、市民からの要求には議会基本条例の精神の通りにまして実現していきたい、あるいは実現させていただきたいというふうに思っている次第でございます。

もし反対される方がいるなら、その議会基本条例のその趣旨と自分の反対するなら反対ということがどういう整合性を持っているのか、それを明らかにしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありませんか。

17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 今、芦刈議員が言われた、そのとおりですよ。なぜそうならば請願書として議会に提出をされたのかと。議長に出して議会には幾つもそういう議論をする場所があるわけですから、そこに出されればよかったというふうに思っております。賛成反対を聞くためにわざわざ議会に請願書を提出された、そのようにしか理解ができません。

それともう一点は、この趣旨と理由、この趣旨の中に理由書かれていなければならない文言が理由の中にある。過去、このような請願書は私は見たことがございません。本来であれば、今言われたように賛成反対をするまでいっていない請願書であると、そのようにしか理解ができません。しかしながら、ここで賛成反対を出せと言われれば私は反対と。もう一遍請願書を出すなら出し直してほしいと、そのようにしか思えない、よそに出すことが誠に恥ずかしい請願書であると、そのようにしか理解ができません。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） この請願ということで請願権というのは非常に大事な権利だと私は考えております。内容についてもそれぞれの思いというものをしたためてこられるということですが、私も今福廣議員からいろいろありましたけれども、そこまではいかんまでもちょっと内容について少し把握がしかねておると。構成とか文言等についてですね。しかしながら、全体としての趣旨というのはやはり慎重であれということですから、先ほどの請願と同じようなかわりもあると思って賛成の立場ですが、ただ芦刈議員が紹介議員ということでリードというか、議会との仲立ちをされるわけでありますので、もう少しその辺のことですね。それと何よりもちょうど去年ですが、去年に説明を求める請願が提出されました。そして、これが賛成少

数で不採択になったと。というふうな経緯というのがありますね。それを踏まえてもう少し検討されればよかったのかと思いますが、先ほども申しましたけれども、この趣旨はそういったことであろうと推量いたしまして、賛成とします。

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。  
3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） この「総合体育館の建設の市民への説明会開催に関する請願」について賛成の立場で討論いたしますが、今いろいろご意見ありましたけれども、基本的には私どもも芦刈議員が言われた全議員で可決しました議会基本条例というのがもう第2条第1項第4号で先ほど委員長のほうからも説明していただきましたが、議会は市民に対して議会の議決または運営について、その経緯、理由などを説明する責任を果たすものとする規定をしておりますことから、これは全議員で可決したことでしたけれども、先ほど言いましたように。そういうことから、全議員でこの請願については賛成されますようお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたしますということで討論いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。  
請願第2号に対する委員長の報告は不採択です。  
よって、原案について採決をいたします。  
請願第2号を採択とすることに賛成の方は起立願います。  
（少数起立）

○議長（橋本 健議員） 少数起立です。  
よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

〈不採択 賛成6名、反対11名 午前11時48分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 請願第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書

○議長（橋本 健議員） 日程第22、請願第3号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書」を議題といたします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第3号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願」について、その審査の内容と結果をご報告申

上げます。

請願に対する意見はなく、討論もなく、採決の結果、請願第3号は賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

なお、この本請願は意見書の提出を求めているものであり、委員会で協議した結果、添付された意見書案をそのまま委員会提出議案として本日本会議に提案することといたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第3号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、請願第3号は採択とすることに決定しました。

〈採択 賛成16名、反対1名 午前11時50分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 意見書第2号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第23、意見書第2号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書」を議題とします。

本意見書につきましては、お手元に配付しております「意見書の訂正申出書」のとおり9月4日、本会議2日目の散会後に、提出議員、賛成議員から訂正の申し出がありました。

議長におきまして、訂正しても意見書の趣旨に変更は生じないと判断をいたし、許可をしております。

なお、審査付託しております総務文教常任委員会に対しましては、審査に入る前に事務局を通じまして「訂正の申出書の写し」を配付し、訂正後の内容での審査をお願いしております。

それでは、意見書第2号は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[12番 門田直樹議員 登壇]

○12番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第2号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

先ほど議長から説明がありましたが、意見書の訂正の申出書が議長より配付されましたので、委員会では訂正後の内容にて審査を行いました。

意見書の賛成者である委員からは、学校の教師の多忙化の一つに現在6人に1人は情緒障がいがあり、クラスの中にいろいろな課題を抱えた生徒が増えている。少人数学級を実施している県においては、実際にいじめの件数も減っているデータも出ているため、少人数学級のいち早い実現を国に要望するものとの補足説明を受けました。

委員からは、幼稚園も同じような状況があり、賛成をすとの意見がありました。

質疑、討論はなく、採決の結果、意見書第2号は委員多数の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 通告しておりませんでした、賛成の立場で討論いたします。

義務教育費につきましては、平成26年度の国の予算が教員採用につきまして自然減に対して増員をされておりません。平成26年度が初めてです。教員が子どもたちに対しての人数が充実されないという現象が生まれ始まろうとしています。さらに、発達障がいなど教育学習面について障がいがあるのではないかと思える子どもたちも増えてきており、教員間では教員の増員は求められているところでもあります。少人数教育は子どもたちの学習の機会を充実させるためには必要なことですので、この意見書について賛成の立場を表明いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 非常に迷ったのですが、今日になってやはりちょっと難しいなということで反対の立場で討論をいたしたいと思いますが、この意見書等を書いてある内容ですね。あるいは、私も委員長として委員会に臨みましたので、具体的な質疑、あるいは採決等にかかわっておりません。その中で3対2という僅差で採択すべきものと委員会では決定したわけがあります。その中で、この意見書を見る限り、あるいはその議論の内容というのは個々の案件についてはそうであると。私としましては少人数学級の推進等あるいは自治体への負担軽減というのはもちろん賛成でございます。しかしながら、この個別の案件でこれは議論すべきであって、国の中で小泉内閣のころからでしたか、いろいろな改造等があり、その結果こうなりましたが、これもこの補助金等、交付金等の流れというのはそう単純ではないと理解しております。その辺のところを含めまして我々議会がどれだけ議論してきたかということもありますが、この意見書の2点記されておりますけれども、要は義務教育法を改正しろということですが、正直今の議会、我々この議会に関しまして義務教育法を改正するほどの議論を積み重ねてきたのかなというのがありますし、また教育の機会均等で、この2分の1の復元にしましても、これは中教審初めとしてずっと議論が重ねられてきて、そして今落ちついているわけでございます。そういった中で、この意見書、あるいはこれと同趣旨の意見書は過去にも何度も出されております。政党の指示じゃないけれども、考え等もあるのかもしれないけれども、地方議会が国政にかかわる、こういった内容をたびたび出すべきではないと思うと私は感じます。そういうことで、個々の内容は今後も議会の課題として個別に議論はしていくことは当然ではございますが、この意見書に関しては賛成できません。

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

意見書第2号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。  
よって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成9名、反対8名 午前11時57分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 意見書第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第24、意見書第3号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境厚生常任委員会委員長 小柳道枝議員。

[13番 小柳道枝議員 登壇]

○13番（小柳道枝議員） 意見書第3号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」を太宰府市議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

議員の皆様におかれましては、お手元に意見書を配付しておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

案文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」。

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型、C型肝炎の患者が合計350万人以上いるとされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰するべき理由によるであるということは、肝炎対策基本法や特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療がB型、C型肝炎ウイルス減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変、肝がん患者は、高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度では肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところがある。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めることとの附帯決議がなされた。しかし、国においては肝硬変、肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的な措置を講じていない。肝硬変、肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題である。

よって、太宰府市議会は下記の事項を実現するよう強く要望する。

1、ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

2、身体障害者福祉法上の肝機能障がいによる身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定より意見書を提出いたします。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

次席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第3号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対1名 午後0時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第25 議員の派遣について

○議長（橋本 健議員） 日程第25、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときには議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 閉会中の継続調査申し出について

○議長（橋本 健議員） 日程第26、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から会議規則第110条の規定に

より継続調査についての申し出がっております。

お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(橋本 健議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成26年太宰府市議会第3回定例会を閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、平成26年太宰府市議会第3回定例会を閉会します。

閉会 午後0時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成26年11月21日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 大 田 勝 義

会議録署名議員 佐 伯 修